山　監　査　第　１　２　４　号
令和８年（2026年）１０月２７日

地方自治法第１９９条第４項及び山陽小野田市監査基準第２条第１項第１号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項及び山陽小野田市監査基準第１６条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員　江　本　勝　一

山陽小野田市監査委員　藤　岡　修　美

１　報告内容
　別紙のとおり
２　報告書提出先
　山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会
３　報告書提出年月日
　令和８年１０月２７日

# 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第１９９条第４項及び山陽小野田市監査基準第２条第１項第１号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項及び山陽小野田市監査基準第１３条第１項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

１　監査の種別

定期監査

２　監査の対象

教育委員会事務局

学校教育課、心の支援室、学校給食センター、中央図書館、厚狭図書館、津布田会館及び青年の家

３　監査の期間

令和８年９月７日から令和８年１０月２２日まで

４　監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

５　監査の方法

今回の監査は、令和８年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

６　監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

（１）契約関係について

随意契約における契約締結において、手続きが不適切なものがある。

業者及び契約金額を決定する際は、地方自治法施行令や財務規則に基づき、適正に事務処理を行われたい。

【学校教育課】